

うつくしま浜街道観光ガイドブック等企画制作業務委託に係る デザインコンペ実施要領

1 趣旨

本要領は、福島県沿岸部の13市町村によって構成される「うつくしま浜街道観光推進会議」（以下、「本会議」という。）による、浜通りにおける観光客の誘客促進を図るためのガイドブック等企画制作業務（以下、「本業務」という。）を委託するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 業務名 | うつくしま浜街道観光ガイドブック等企画制作業務委託 |
| (2) 業務の目的 | 本業務は、復興の歩みとともに輝きを取り戻しつつある浜通りの多様な観光資源（自然、歴史、文化、食、産業、復興への取り組み等）を効果的に発信し、地域外からの観光誘客を促進するとともに、浜通りへの理解と関心を深めることを目的とする。
観光ガイドブック等を通じて、浜通りならではの魅力をわかりやすく、かつ印象的に紹介することにより、来訪者の増加を図り、浜通り全体の回遊性向上と地域経済の活性化及び交流人口の拡大に寄与することを目指す。 |
| (3) 業務内容 | 別紙「仕様書」のとおり |
| (4) 委託期間 | 契約締結日から令和8年3月31日まで |
| (5) 提案限度額 | 8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む） |
| (6) 事務担当 | うつくしま浜街道観光推進会議 統括事務局
《所在地》 〒970-8686 いわき市平字梅本21
いわき市観光文化スポーツ部 観光振興課 内
《電話》 0246-22-1292（直通）
《メール》 kankoshinko@city.iwaki.lg.jp |

3 デザインコンペの採用理由及び導入効果

本業務は、浜通りへの観光誘客促進等を目的とするため、民間事業者の有する専門性、創造性、技術力やこれまでの業務実績を活かした「表現」・「デザイン」・「編集」の提案力など、価格以外の要素も含めて総合的に評価することで、最も適格と判断される事業者を選定することが期待できることからコンペ方式を採用する。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 印刷物の編集・制作・デザイン業務の実績があり、類似業務において公的機関との取引実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの間のいずれの日においても、いわき市の指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱(平成22年2月22日制定)第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 公租公課に未納がないこと。
- (8) 前号に掲げるもののほか、この要領において求める要件を満たしていること。

5 スケジュール(予定)

実施事項	日程
募集公告・資料配布	令和7年8月5日(火)～
質問書受付期間	令和7年8月5日(火)～8月15日(金)午後5時まで ※質問の回答期限は令和7年8月20日(水)
参加申込書受付期間	令和7年8月15日(金)～8月22日(金)午後5時まで
参加資格結果通知	令和7年8月26日(火)
企画提案書受付期間	令和7年8月27日(水)～9月16日(火)正午まで
デザイン等審査	令和7年9月26日(金)
審査結果の通知・公表	令和7年9月30日(火)
契約締結	令和7年10月上旬

6 資料配布

実施要領や提出書類の様式等については、うつくしま浜街道公式ウェブサイトに掲載することから、必要に応じてダウンロードし使用すること。

<URL>

<https://fukushima-hamakaido.com/news/1711/>

7 質問及び回答

(1) 受付期間

令和7年8月5日(火)～8月15日(金)午後5時まで

(2) 受付方法

電子メールでのみ受付とする。

うつくしま浜街道観光推進会議ホームページから「質問書(様式6)」をダウンロードし、質問事項を記載のうえ、電子メールに添付すること。

件名は『【質問書】うつくしま浜街道観光ガイドブック』とし、本文に事業者名・担当者名・電話番号・メールアドレスを記載のうえ、次のメールアドレスに送信すること。

メールアドレス kankoshinko@city.iwaki.lg.jp

メール送信後は次の電話番号へ連絡し、受理確認を行うこと。

電話番号 0246-22-1292(いわき市観光文化スポーツ部観光振興課観光企画係)

(3) 回答方法

質問の内容及び回答は、質問者にかかる情報を伏せた上で、令和7年8月20日(水)までにうつくしま浜街道観光推進会議ホームページに掲載する。

(4) その他

受付期間外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。

質問の内容が、受託候補者の選定に公平性を保つことができないと判断した場合には、回答しないことがある。

8 参加申込

参加申込にあたっては次の内容のとおりとし、書類による審査のうえ審査結果を通知する。

(1) 受付期間

令和7年8月15日(金)～8月22日(金)午後5時必着

※持参する場合の受付時間は、土日祝日を除く、午前9時～正午又は午後1時～午後5時とし、郵送する場合は受付期間内に必着とする。

(2) 申込方法

うつくしま浜街道観光推進会議ホームページから様式をダウンロードし、次の提出書類を揃えて、持参又は郵送でうつくしま浜街道観光推進会議統括事務局(2(6)と同じ)に提出する。

<提出書類>

No.	提出書類	備考
1	参加表明書(様式1又は様式2)	
2	会社概要書(様式2)	
3	会社業務実績表(様式3)	

4	配置予定職員・技術者調書(様式4)	
5	登記事項証明書	3か月以内に発行された全部事項証明書
6	国税の納税証明書	3か月以内に発行された証明書
7	財務諸表	貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書 ※直近のもの

※ 令和7年度いわき市入札参加資格者名簿に登録されている場合は、No.5~7を省略可

(3) 結果通知

参加申込に係る審査結果(参加資格の有無)については、令和7年8月26日(火)までに参加申込者宛に電子メールで通知する。

9 企画提案書の作成及び提出

参加資格審査を通過した者のみが、企画提案書を提出できるものとし、提出にあたっては次の内容のとおりとする。

(1) 受付期間

令和7年8月27日(水)~9月16日(火)正午必着

※持参する場合の受付時間は、土日祝日を除く、午前9時~正午又は午後1時~午後5時とする。郵送する場合は受付期間内に必着とし、発送後未着の場合は期間内の提出がなかったものとする。

(2) 提出方法及び提出先

うつくしま浜街道観光推進会議ホームページから様式をダウンロードし、次の提出書類を揃えて、持参又は郵送でうつくしま浜街道観光推進会議統括事務局(2(6)と同じ)に提出する。

(3) 提出部数

7部(正本1部、副本6部)

提出書類(No.1~4)をまとめて1部ごとにフラットファイル等に綴り、表題は「うつくしま浜街道観光ガイドブック等企画制作業務に係るデザインコンペ企画提案書」とする。正本1部の表紙には表題と併せて事業者名を記載し、副本6部の表紙には事業者名を記載しないこと。

<提出書類>

No.	提出書類	備考
1	企画提案書 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査の公平性を保つ観点から事業者を識別できる情報(社名・ロゴ等)は使用しない ・ 原則 A4 版両面印刷とする ・ ページ番号を各ページの下部に示すこと ・ 企画提案書には次の内容を含むこと <ul style="list-style-type: none"> ➤ デザインコンセプト <p style="margin-left: 40px;">浜通り地域のどのような魅力をどのように伝えるか等を具体</p>

		<p>的に記述すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ デザイン案 ガイドブック表紙や見開き部分、ポスター、ノベルティの具体的なデザインイメージを提案すること。色使い、フォント、写真・イラストの使用方法等を、視覚的にわかりやすく表現すること ➤ 観光ルート造成案 仕様書3(1)の要件に該当する観光ルートを1本提案すること そのルートの提案理由やポイントを記述すること ➤ 独自提案 仕様書3(3)③に関する企画を1件以上提案すること
2	見積書 (様式5+任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙仕様書の「5 業務内容」に沿って項目ごとに積算すること (1)観光ルート造成に係る費用 (2)観光ガイドブックの企画制作に係る費用 (3)付帯業務に係る費用(ポスター制作、ノベルティ制作等) (4)納品に係る費用 ・ 合計積算額は消費税及び地方消費税(10%)を含む金額とする
3	業務フロー (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務実施体制がわかるように記載すること
4	業務工程表 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務全体のスケジュールがわかるように記載すること

(4) 書類作成等に係る留意点

- ① 1事業者あたり1提案とする。
- ② 本実施要領、仕様書を熟読のうえ、これらを遵守すること。
- ③ 受付期間後の書類の変更、差替えは認めない。

(5) 書類の返却

提出された書類は、理由の如何に関わらず返却しない。

10 デザイン及び企画提案の審査

(1) 審査体制

審査にあたっては、「うつくしま浜街道観光ガイドブック等企画制作業務委託に係るデザインコンペ審査会(以下、「審査会」という。)」を設置する。企画提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査会による評価を行うものとする。

(2) 開催日

令和7年9月26日(金) ※時間や会場の詳細は別途通知する

(3) 出席者

本業務の責任者及び担当者が必ず出席すること。また、プレゼンテーションの進行は企画提案者が行うこととし、出席人数は1事業者につき3名以内とする。

(4) プレゼンテーションにあたっての留意点

- ① プレゼンテーションは事前に提出した企画提案書に基づく説明を基本とし、新たな資

料の追加等を行わないこと。

- ② プレゼンテーションの時間は1事業者につき30分程度(説明20分以内、質疑応答10分程度)とする。
- ③ プレゼンテーションでは審査の公平性を保つ観点から事業者を特定できる表現や対応はしないこと。

(5) 審査方法

次の審査項目及び評価基準に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査・採点を行い、最も点数の高い企画提案者を「最優秀提案者(契約候補者)」に選定し、次いで点数の高い企画提案者を「優秀提案者(次点候補者)」として選定する。委員の合計点の総計が満点の6割に満たない場合は選外とする。

また、点数が同点の場合は、委員の多数決により最優秀提案者等を選定する。

なお、企画提案者が1者の場合であっても、本審査は実施することとし、委員の合計点の総計が満点の6割以上の場合、その企画提案者を契約候補者として選定する。

審査項目	評価の基準及び着眼点	配点
プレゼンテーション・質疑応答	<ul style="list-style-type: none">・ 本事業を委託するに適した法人であるか・ 事業遂行の意欲が感じられるか・ 説明が明瞭であり、質問に対する回答が適切か	15
業務理解・地域理解	<ul style="list-style-type: none">・ 本業務の目的や趣旨を適切に理解しているか・ 浜通り地域の観光資源や特性への理解があるか(自然、歴史、文化、食、産業、復興への取り組み等)	20
表現力・構成力	<ul style="list-style-type: none">・ 紙面構成や編集企画に独自性・工夫があるか・ 訴求力に長け、浜通り地域の「らしさ」があるか・ 写真、文章、デザインの統一感があるか	30
観光ルート提案・独自提案	<ul style="list-style-type: none">・ 現実的かつ魅力的な観光ルートが提案されているか・ 回遊性や地域間連携が意識された企画であるか	10
事業実施体制・スケジュール	<ul style="list-style-type: none">・ 事業遂行に適した実施体制、人員配置となっているか・ スケジュールが現実的かつ合理的であるか	10
実績・信頼性	<ul style="list-style-type: none">・ 本事業を遂行するに適した事業実績を有しているか・ これまでの類似事業の受託実績から、その経験や知識、ノウハウを十分に活かすことが期待できるか	10
費用の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・ 見積金額が妥当であり、コストパフォーマンスに優れているか	5

(6) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、全ての企画提案者に対して、令和7年9月30日(火)までに電子メールで通知する。また、決定した最優秀提案者(契約候補者)及び優秀提案者(次点候補者)をうつくしま浜街道観光推進会議ホームページにて公表する。

(7) その他

審査結果を通知した後においても、最優秀提案者(契約候補者)に著しく不相当と認

められる事情が生じた場合等は、決定を取り消す場合がある。

なお、これら審査結果を取り消した場合において、審査結果を取り消された者が本コンペのために要した費用等に対して、本会議は一切の責任を負わない。

11 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

本会議と最優秀提案者（契約候補者）との間で、業務内容及び契約金額等について協議を行い、協議が整ったときは、随意契約により、本業務の委託契約を締結する。（この協議の際、提出された企画提案書及び見積書の内容等について一部変更する場合がある。）

また、最優秀提案者（契約候補者）との協議が整わない場合は、優秀提案者（次点候補者）と協議のうえ、契約を締結するものとする。

(2) 契約書の作成

契約書は2通作成し、本会議及び受託者の双方が各1通を保有する。契約金額は、消費税及び地方消費税相当額を内書きで記載するものとする。

なお、契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担とし、契約変更についても同様とする。

12 留意事項

- (1) 申請書類等を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式7又は様式7-2）をうつくしま浜街道観光推進会議統括事務局（2(6)と同じ）へ提出すること。
- (2) 審査会の委員、審査事務に従事する者並びに関係者に対して、企画提案や審査について公平性を損なうような接触を禁じる。
- (3) その他、本要領に記載のない事項については、本会議との協議により決定することとする。

13 問い合わせ先

うつくしま浜街道観光推進会議 統括事務局

《所在地》 〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地

いわき市観光文化スポーツ部 観光振興課 内

《電話》 0246-22-1292（直通）

《メール》 kankoshinko@city.iwaki.lg.jp